

## 和化漢文と定家の訓読

—石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助詞と助字との関係—

田 中 雅 和

はじめに

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」には二種類の異なった文体（和化漢文・漢字仮名交り文）になる本文がある。両者の関係は、天理図書館善本叢書の解題<sup>(1)</sup>によると、大江周房によって作られた和化漢文体の願文案を、田中宗清の請によつて藤原定家が平仮名交り文に書き下したものであるとされる。そこで前稿<sup>(2)</sup>では、両者の関係について、特に定家筆漢字仮名交り文の訓読文（理解行為）としての性格とその特徴を中心に考察した。その考察で明らかにし得たことを簡単に整理した上で、本稿の目的と問題の所在を示しておきたい。

両者の対応関係について表記上の訂正や補入の実態を手がかりに検討すると、定家筆漢字仮名交り文は、純粹な表現行為によつてのみ記された文書ではなく、明らかに周房の和化漢文を下敷きに意識したものであり、それを手許に見ながら訓読するという作業（理解行為）に基づいて作成された文書であることが確認される。しかし、その訓読は原漢字文に補足的に訓読が施された訓点資料のような（いわば隷属的な）訓読文とは性格を幾分異にする部分も指摘できる。特に、語・語句や文のレベルでの問題を中心に考察を加えると、必ずしも原漢字文の漢字に即した忠実な逐字・逐語的訓読（い

わば直訳的な理解行為」とはなっていない情況がある。その場合でも、和化漢文の内容には沿いながら、日本語文としての文脈の流れや意味がより自然になるような表現が意図されていると見得る。定家が和化漢文についての自らの解釈を示し、定家の考える日本語の文章としてより整った表現にすることをも意図しながらの表現行為でもあったと考えられるのである。そういう意味で、定家の漢字仮名交り文は、基本的には理解行為によるものでありながら、同時に表現主体の表現行為・意識をも反映しているのであって、単なる訓下式的（直訳的）な訓読というよりも、意識・翻訳というべき性格のものであることが解る。

両者は文体を異にし形態上も各々独立した文書であるが、前稿で明らかにできたように、和化漢文とその訓読文という一対の資料として捉えることが可能である。そのような視点で両者を比較対照しながら、そこに現れる言語事象の検討を行うことによつて、「和化漢文の訓読に関する問題」や、「日本語の一表現様式（表現行為）としての和化漢文の用字・用語や語法の問題」等について明らかにし得る点があると考えられる。例えば、定家の漢字仮名交り文が漢字文からは独立した仮名交りの文章である為に、和訓読（和語）か字音読（漢語）かの区別を比較的明瞭になし得るといふ特徴が挙げられる。特に和訓の場合は、送り仮名や捨て仮名・部分的な付訓などの不十分な情報に頼ることなく、その訓を確認できる。また、和化漢文に用いられる不読の文字や、訓読文で読添や補読がなされる対象となつた語（文字）については、実態、特に、助字と助詞・助動詞との関係を知るには極めて有効な資料として利用できる。訓読文としての仮名交り文では、不読字は表記されないという形で訓読されたものとは明確に区別されようし、和化漢文に表記された日本語文として必要な助詞・助動詞は確実に訓読されると見てよいと考えられるからである。本稿の試みは、和化漢文の解読を困難にしてきた様々な要因<sup>(3)</sup>の一部に考察を加えることになるので、その総ての障害を解消することは到底かなわないうが、問題解決のための端緒とはなり得るものと信ずる。少なくとも、原漢字文の傍訓のみと言う不十分な情報に頼らざる得ない訓点資料の限界を補うことにはなり得よう。

そこで本稿では、漢文と日本語文との文体的性質からそれぞれに特徴的な助字と助詞との関係について、表現行為における場合と理解行為における場合との用字・語法や訓読される際の扱いを考察し、その性格を明らかにしてみたい。具体的には、次のような問題を中心に考察する。和化漢文の訓読に際して、助詞の類が、助字との関係で、どういう場合ほどの程度訓読され或は補読されるか。また一方で、日本語を漢文という文章様式(和化漢文)で表現する際には、助詞に対応する語がどのような漢字(助字)でどの程度表記(文字化)され、或は日本語文としては不要であるはずの不読の文字(助字)がどういふ場合ほどの程度用いられるか、などの問題である。

以上の問題を検討するに当たって、定家の手になる文章を対象にすることにも意義が認められる。定家が漢文の訓読を行ったことは『源氏奥入』によつても知られる所であり、一方で、定家には『明月記』のような記録体の文章もある。漢文の訓読にも和化漢文の作成にも精通していた定家であれば、両方の知識・能力や経験に基づいて和化漢文の訓読・解釈を行ったものと考えられる。従つて、定家の漢字仮名交り文は、和化漢文の「作成(表現行為)」と「訓読(理解行為)」という両方に関わる諸問題に迫るのに有効に利用できると考えられる。漢字仮名交り文の訓読文としての性格と訓読の情況を分析することによつて、和化漢文における用語・用字や語法等について明らかにし得る点があると考えられるのである。尚、漢字仮名交り文は、原漢字文に隷屬的な訓読ではなく、形態上は独立した文書であるために、必ずしも和化漢文の直接的な訓読文として単純に捉えることはできない。また、両文書の作成者がそれぞれ異なることと、定家という個人の個性や願文という文体の特殊性をも考慮しなければならない。従つて、一般的な和化漢文の用字法や和化漢文とその訓読との関係にまで普遍化させることには慎重でなければならぬことは言うまでもない。

### 漢字仮名交り文と和化漢文における助詞と助字との対照考察

定家筆漢字仮名交り文に用いられた助詞は「が・の・に・を・と・より・まで・や・か・は・ば・とも・といふとも・

といへども・て・して」の一六種類である。訓点資料・漢文訓読文において、漢字表記されない語を推定して補読される語が限定的であるのと同じ情況である。また、上記の語に対応して周房筆和化漢文に用いられた国語助詞相当の助字は「之・于・於・與・自・乎・歟・者・雖・兮・而」等である。以下、和化漢文における助字の表記とその用法を中心に、定家による訓読（漢字仮名交り文）に表れた助詞と対照させながら、両者の関係や意味・用法について考察を加える。

なお、本稿で用いた用語には、表記の簡略化と説明の便宜上、一般的な使用とは異なる意味を持たせて用いた表現がある。次に触れておく。特に「読添」と「補読」とは、一般にはほぼ同じ意味で用いられ、区別されないようであるが、本稿では、和化漢文の漢字表記の有無と漢字仮名交り文の助詞との関係における訓読の性質の違いをより明確に区別するために、敢えて異なる意味を担わせて区別した。

読添：和化漢文に文字化（漢字表記）された語があり、それを直接に訓んだものとは言えないが、それを指標として和化漢文の表記と関係を持つかたちで漢字仮名交り文に読添えられた語が存するもの。

補読：和化漢文に文字化（漢字表記）された語がないにも拘わらず、漢字仮名交り文では日本語文として表現・語法上の整合性を持たせるために補われた語が存するもの。

不読：和化漢文と漢字仮名交り文との間に文や句のレベルでは対応する箇所がありながら、和化漢文の語（文字）が漢字仮名交り文に対応する語としては認められず、補読も読添もないもの。

不対応：和化漢文と漢字仮名交り文との間に、文・句（語句）いずれかのレベルで、明確な対応関係が認められないと解釈されるもの。表記の簡略化のために記号〈×〉（×）の形も用いる。

また、用例の引用に際しては、『鎌倉時代語研究』第二輯所収の拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文」を用い、その表記に従った。漢字仮名交り文用例の行頭にある数字は、用例の所在を示し、拙稿において原本の行取りに従って施した本文各行の通し番号である。

## 【之】

和化漢文に総数二二三例の「之」が用いられる。漢字仮名交り文との関係を見ると、直接に訓読されたものが一四八例（「これ」六例・「の」一三七例・「が」五例）、不読のものが二〇例あり、その他は不对応五〇例・不明一例・その他三例に分類できる。和化漢文における「之」の用例を意味・用法から分類し、仮名交り文との対応関係を示すと次の如くなる。

格助詞（連体格）	／一六九例（への）一三一例（が）五例	・へ××三三例
格助詞（主格）	／一四例（への）五例	・へ××八例
代名詞（含陳述助字）	／九例（これ）六例	・へ××二例
活用語十之十体言	／二七例（への）一例	・へ××一七例
その他	／三例（面々之哀憐へあまねきはれひ）	・倍之へ××
		・加之へしかのみならず

格助詞に関わる「之」は漢字仮名交り文でほぼ完全に「の」「が」に訓読され、同様に代名詞（陳述助字を含む）も、その殆どが「これ」と訓読される。これらは、基本的な傾向として、表記されたものは直接に訓読するものであったと見ることが出来る。一方、漢文の用法である活用語に下接する連体修飾の「之」は、「如此之犯人へかくのときの犯人」を除いて、基本的には不読となっている。そこで、用例の少ない不読の二〇例についてその内容を検討することによって訓読されたものの性格と傾向を考えてみる。

まず、格助詞で唯一訓読されないのは主格用法とも解釈される次の例である。因みに、本来国語の格助詞が意識された上での用法だとすれば、他の格助詞と同様、表記されたものは訓読されるのが自然だと思われる。実際に、この一例を除き、連体格の用例は勿論、他の主格用法の例も総て訓読される。ここでの用法は、日本語文に照らしてみれば主格助詞に相当するように見得るが、恐らくは漢文の修辭として用いられた助字であり、日本語にはない漢文法での修飾の

關係を表すものであるために訓読されないものと見られる。

○付彼付此、可造可果、志之尤切へ229かこれにつけこれにつけ、つくりいとなむへきこゝろさしもとも切也

周房の和化漢文においては格助詞として用いられた「之」に主格用法そのものが少ない。これは、和化漢文では、奈良朝文献においても、連体句の中の主語(体言)や、名詞句の中の主語(体言)の下に来る「之」字の用法が見えるほかに、用例数は比較的少ないながら、独立した文の主語(体言)の下に来る「之」字の用法も見えるが、記録体で記された公家日記の文章においては、主格を表すために「之」字などの助字は使用しないのが普通であることの指摘が既に先学にあることに通ずる<sup>(4)</sup>。にも拘わらず、少数ながら和化漢文で主格の「之」が用いられ、仮名交り文でも「の」と訓読されたものを見ると、そこには一定の傾向が窺える。具体的には次のような例が代表的なものである。

○仍心之所及、力之攸堪、奪口中之梁、剝身上之帛

〈99心のをよふ所、ちからのたふる所、口中の梁をむはひ、身上の帛をはきて〉

このように、名詞句や副詞句などの句の中の主格を表す場合に使用されていて、単文の主格を表す場合の例はない。また、表記の形式の面から見れば、「体言十之(主格用法)十所(形式名詞的用法)十動詞」などの形式の中で「之」字が使用されるといふ傾向が窺われるのである。

次に、仮名交り文では代名詞「これ」としても訓み得る用法の不読例が二例ある。

○薬師堂自本有之、観音堂依先師之願可建立之、へ100薬師堂もとよりこれあり、観音堂先師の願によりて建立すへし

○少々借請而雖用之、連々指合不償之

〈224少々かりうけて、これをもちあるといへとも、連々さしあひてつくのはさるあひた〉

右例はいずれも文末に用いられた陳述の助字である。訓読されたものの中には国語の代名詞だけでなく陳述助字と見られるものもあるが、不読のものとの間に有意の区別を認めることができない。訓点資料などの古い訓法では、陳述を示

す助字「之」は不読とするのが一般的であるが、文中に「之」の指す具体的内容のある場合は代名詞「これ」と訓ずることがあり、平安中期以降の仏典では、陳述助字の「之」に代名詞「これ」の訓を充当することが指摘される<sup>(5)</sup>。表現行為としての和化漢文においても、理解行為としての仮名交り文においても、斯かる用法の「之」と「これ」との関係の説明するのに有効な区別の意識や特徴的な傾向は認め難い。

最後に、不読例が最も多いのは「活用語十之十体言」の形をとる一七例で、例外的な一例を除いて総てが不読となる。漢文における連体修飾の關係を示す用法であり、国語助詞「の」などにはない用法であるために、当然訓読されない。他の「之」が、日本語文でも必要とされる部分に用いられ、直接に訓読されることを前提とするのに比べて異質である。日本語を漢文形式で表現した和化漢文に、日本語文には不要で訓読もされない語が表記されるのは、必ずしも自然なこととは思われない。和化漢文における連体修飾「之」字の用法に関して、次のような先学の指摘がある。すなわち、平安時代の公家日記においては、形式名詞の接続助詞的用法の場合にその上に「之」字が記される傾向が強く、時期が下るにつれてその傾向は強くなる。また、表記の形式の面から見れば、平安後期に「可…之由」などの「之」字を伴う和風の表記の形式が成立している<sup>(6)</sup>。これらを参考に、先の一七例の内容を分類すると《接続助詞的用法》《和化漢文における定型(和風)の表記形式》《文章の修辭(一句の字数)と関わるもの》と《その他》の計四種類に大別できる。

まず、「之」を伴った形式名詞「時」「間」の《接続助詞的用法》が五例存する。「之」が接続助詞的用法であることは、「もしある時」などのような条件句を作っていることから明らかである。また、「之之間」と「之時」とが同じ機能を持つと認識されていたことが、「造立…之間」を「造立したてまつる時」と訓読されていることから確認される。

○有殊大營<sub>之</sub>時 へ30ことにおほきなるいとなみあらむ時は へ  
○遇別當闕<sub>之</sub>時 へ46もし別當の闕ある時 へ

○供養儲儀<sub>之</sub>時 へ29供養儀をまうけん時 へ

○不定品秩<sub>之間</sub> へ60品秩(秩)をさためさるあひた へ

○先師別當造立千手觀音之間、<sup>223</sup>先師別當千手觀音を造立したてまつる時、

次に、「可・宜へべし」の語が「之」字を介して連体修飾となる《和化漢文における定型（和風）の表記形式》が四例存する。先述例と合わせた「之」九例は、日本語文にはない連体修飾の用法であるが、和化漢文に定着した漢字の和化された用法で、日本語の表現行為の様式としてあり得べきものと解釈できるのであつて、純漢文の用法に従うことが意識されたり無意味に混入したりしたものではないと考えられる。

○然者永停濫望、宜期次第之由

〈53 これによりて、なかく濫望をとめて、次第をまもるへきよし〉

○可爲導師呪願讀師之由

〈250 導師呪願讀師たるへきよし〉

○有可造立千手觀音建立一大伽藍之願

〈233 千手觀音：一大伽藍を建立すへき願あり〉

○有百日三十三度可參籠當山之願

〈236 百日三十三度山に參籠すへき願ありて〉

一方、漢文としての《文章の修辭（二句の字数）と関わるもの》も五例存する。これらは、純漢文の用法に積極的に従うことが意識されたという語法の問題ではなく、文字数を揃えるために漢文の「之」字の用法が便宜的に利用されたという形態的な修辭に関わるものと見ることができ、憶測になるが、修辭上一句の字数に問題がなければ「之」字が殊更に用いられなかつたとも考え得る。

○各書連署之起請、可申依請之宣旨

○如此之犯人召取之輩也 ○納庫倉之物、割十分之一

○點近邊之餘田、可寄附于用途、定補之僧徒、輒不可改易

○加之當宮抽誠、弟子懸馮之輩、令満足二求、令昌榮一門

右の諸分類に収まらない《その他》の例が三例存する。この三例のみが、和化漢文の中に用いられたことの積極的な意味を見出し難い漢文特有の語法「活用語十之十体言」である。しかし、敢えてその意味を求めようとするならば、仮名交り文で「活用語連体形十体言」と訓まれてはいるが、和化漢文における表現の意識は「漢語名詞十之十体言」であつ



たと考えることも可能である。ただ、「相害」「抽身」「補闕」という漢語名詞が一般に使われていたことを確認はできない。

○誰不悲相害之、苦乎。へ96たれか相害するくるしひをかなしはさらむや

○揚名抽身之、初也。へ105名をあげ身をぬきいてたるみきり也

○弟子補闕之、志雖切。へ20弟子闕をおきぬふ心さし切なりといへとも

以上見てきたように、周房の和化漢文では漢文的語法の「活用語十之十体言」の型が非常に少なく、例外的とも言える状況であることが確認できる。そこで、斯かる用例の性格をもう少し明らかにするために、定家の漢字仮名交り文の側から和化漢文の表記を検討してみる。

定家の漢字仮名交り文に「活用語連体形十体言」は七七例存する。その内和化漢文で「之」を介した表記になっているのは前掲の一七例で全体の約二割に過ぎず、その総てが「動詞(助動詞)連体形十体言」の型である。一方、残り六〇例の内一六例は和化漢文に対応部分がないので対象外にすると、四四例が和化漢文では助字「之」を介さない表記である。斯かる仮名交り文の「活用語連体形十体言」四四例をその上接語と体言の種類によって分類すると、次の六種になる。

▽「形容詞・形容動詞連体形十体言」 七例

▽「活用語十事なし」〔莫十動詞〕 六例／へく事なかれ／四例・へく事なし／二例

▽「助動詞十事」〔不〕可：事 一三例／へくべき事／一例・へくべからざる事／一例・へくべからぬ事／一例

▽「動詞(助動詞)連体形十形式体言」 八例／へこと／二例・へ所／三例・へゆへ／二例・へ時／一例

▽「動詞(助動詞)連体形十もの(者)」 七例／和化漢文では総て〔動詞く者〕で表記される。助詞的用法も含む。

▽「動詞(助動詞)連体形十名詞」 三例

右に看取できるように、仮名交り文の「活用語連体形十体言」は、和化漢文の「活用語十之十体言」に比して、表現の型が多様である。また、仮名交り文における活用語の連体修飾機能を和化漢文で「之」字によって示すのは限られた種

類の型であることも解る。すなわち、活用語に下接して連体修飾機能を果たす「之」が和化漢文に用いられる場合は、和風の用法・表記形式や修辭（一句中の字数）との関係など、その使用に一定の意味や必然性が認められるのであって、漢文の語法に積極的に従うことが意図されて取り入れられたのではないと考えられる。従つて、漢文に特徴的な「之」の用法と積極的に認められる例は僅か三例（全体の5%以下）に過ぎない。

周房筆和化漢文では、不読の「之」を用いた「活用語十之十体言」表記は必ずしも多くない。和化漢文における「之」を訓読（理解行為）の側から見ると、格助詞に関わる「之」は漢字仮名交り文ではほぼ例外なく「の」「が」に訓読されるが、漢文の用法である活用語に下接する連体修飾の「之」は不読とされる。また、表現行為の側から見た場合、和化漢文において定型化した（和風の）表記形式や用法（形式名詞の接続助詞的用法など）のほか文章の修辭が意識される場合以外には、原則として「之」は表記されない。この情況は、訓読されるべき（換言すれば、日本語文で文脈上必要な）格助詞「の・が」は原則として和化漢文では「之」字で表記されると見ることが出来る。そこで、次に漢字仮名交り文における助詞「が」と「の」について検討したいと思う。

## 「が」「の」

助詞「が」は漢字仮名交り文に総数七例が用いられる。その内、和化漢文で「之」に対応するものが五例存する。

○125 庫倉納物十分か一をさきて〔庫倉納物割十分之一〕 ○128 庫倉におさめむもの十分か一をさきて〔…割十分之一〕

○185 官家にいるゝもの十か二三〔入官家者十之二三〕 ○186 神社につのるものは十か八九〔償神社者十之八九〕

○174 かのてらは、弟子か祖師、名をあげ身をぬきいてたるみきり也〔彼寺者、弟子之祖師、揚名抽身之砌也〕

和化漢文で「之」字を以て表記された右例は独立した格助詞の例である。しかし、同様に格助詞でありながら、和化漢文では文字化されない一種の慣用的な表現も二例存する。「く（む）がため」「くがごとし」の句中に用いられたこれらの例は、助詞が独立したものと捉えられず、例えば動詞を承ける「如」の場合助詞「が」を補った形が一語相当の訓とし

て位置付けられているかの如くである。

○48この事をきおひ申さむかため〔×〕

○192公平のもとみをわすれたるかとし〔如忘公平之基〕

これは、本来的には格助詞である「が」を伴った「わが」が連体詞として〔吾・我〕の訓に与えられているのと同質で、定型化した訓と見ることが出来る。仮名交り文に「わが十名詞」は七例あるが、和化漢文では総て〔吾・我十名詞〕で表記され、「之」を介さない。「が」助詞に関する限り、和化漢文の「之」が不読であることはなく、日本語文に必要な助詞「が」は慣用的な表現を除いて、和化漢文でも文字化され、かつ訓読文〔漢字仮名交り文〕で補読されることもないことになる。

次に、助詞「の」についてみると漢字仮名交り文に総数一九一例が用いられる。その内、和化漢文で「之」に対応するものが一三七例ある。格助詞「の」の用法を連体格と主格とに分け、和化漢文との対応関係を示すと次の如くなる。

連体格「の」／一八二例（之）一三三例・（補読）四四例・〔×〕六例

主格「の」／九例（之）五例・（補読）四例

助詞「の」の殆どが連体格用法であり、主格用法は九例（全体の5%）に過ぎない。また、大半の連体格用法は、次の三例を除いて、総て「体言十の十体言」の型で用いられる点に特徴がある。

○121かくの<sup>8</sup>こときの<sup>8</sup>犯人をめしとるともから也（如此之犯人召取之輩也）

○141靈託のおもむきの<sup>8</sup>ことく御山の内に……〔如靈託之趣、山内可奉安置一佛二菩薩像矣〕

「活用語連体形十の十体言」が例外的に一例あるが、先学の指摘にあるように、その形としての初期の例「…如きの」が認められるのみである。先述したように和化漢文で用いられた活用語承接の「之」が仮名交り文でも「の」と訓まれたもので、補読による活用語承接「の」の例は見られない。<sup>8)</sup>また、残り二例はともに補読による「の」を伴う「の<sup>8</sup>とし」であるが、これも既に述べたように、慣用的な定型の表現で「の」の独立性は弱い。

和化漢文に「之」表記がなく、仮名交り文で連体格「の」が補読された四四例について、その内容を検討すると幾つの特微が認められる。まず、前述のように訓読する上で慣用的な定型表現として「の」を伴う「のうとし」「のため」等（四例）や「のなか」「のうち」（六例）があり、同様に古辞書に掲載された訓にも見られるように「の」を伴った形で連体格の語として捉えられる「くだんの」「なにの」（六例）がある。また、意識的訓読として仮名交り文に「の」が添えられた表現になるもの（身の、ぞみ〔本望〕・かたはらの人〔傍官〕等四例）や漢文の表記では漢語の熟語でもあり得るもの（やはたの宮〔八幡宮〕・別当の職〔別当職〕・千手の像〔千手像〕等七例）がある。これらのものを除いてよければ、日本語文に必要とされ且つ和化漢文にも表記されるべき連体格の「の」で「之」字が表記されないものは一九例（連体格全二七六例中の約一割）に過ぎない。

主格用法については、既に述べたように、和化漢文では「之」字を以て表すことが少なく、名詞句や副詞句の句中の主格を表す場合に使用され、表記の形式の定型がある場合と修辭（一句中の字数）に関わって用いられる程度である。そのことを反映して、仮名交り文で用いられる主格の「の」は全九例であり、約半数の四例が補読される結果になる。

## 【于】

和化漢文では総数全一一例の「于」があり、その総てが「動詞十于十名詞」の型で用いられる。漢字仮名交り文で対応する部分は九例を数えるが、その総てに国語助詞（に）八例・「を」一例が読添えられ、全くの不読といえるものはない。読添が「に」「を」であることから解るように、「于」字の用法で最も多いのは国語格助詞に相当する用法で、対象・場所を表す場合に用いられたものが六例存する。「を」が読添えられた一例もこの用法である。また、平安時代（特に前半期）には「于」字が「時」を表す場合に、「於」字が主として「場所」を表す場合に用いるという使用の区別があるとされるが、本資料でその区別は明確でなく、場所を表す場合にも「于」が用いられる。

○三界内外之利益、殊被<sub>于</sub>吾朝者歟 〔16 三界内外の利益、ことにわかくに、かうふらしめたるものか〕

○無便于坐籍、有憚<sub>于</sub>同科 〔61 坐籍にたよりなく、同科には、かりあり〕

○凡者唐本之外、何益<sub>于</sub>吾御山 〔17 おほよそは、唐本のほかわか御山になにの益かあらむ〕

○殷勤之志、欲安<sub>于</sub>三井寺矣 〔18 殷勤の心さし、三井寺に安したてまつるへし〕

○點近邊之餘田、可寄附<sub>于</sub>用途 〔19 近邊の餘田をしめて用途をよせつくへし〕

右の型のうち、動詞が「至」となる二例は他の動詞の場合とは異質な表現になる。「至十十名詞」の型がへくにいたりては」と読まれ、「くに関しては」「くについては」の意に用いられる。この形式は、「于」に下接する名詞が条件として強調・提示されるもので、和風の類型とされる。提示機能を明確にする「者」字が下接する象徴的な例もある。

○至<sub>于</sub>庄務、永隨所職、勿附其人 〔26 庄務にいたりては、なかくその職にしたかひて、その人につくへからず〕

○至<sub>于</sub>參篋之願者、令囑廿六口之僧侶、可滿三十三度之員數 〔28 參篋の願にいたりては、廿六口の僧侶を囑せしめて、三十三度の員數にみつへし〕

「于」字は時を表す語と共に用いられる点が特徴として指摘されるが、本資料においては「于今」が一例存するのみである。この場合「今もなお」の意の副詞的用法で、「に」が時を表す格助詞として機能しているとは言い難い。

○弟子相傳<sub>于</sub>今知行、付彼付此、可造可果、志之尤切 〔28 弟子いまに、つたへしる、……ころさしとも切也〕

【於】

和化漢文では総數一六例の「於」が用いられる。その機能と表記形式によつて次の三種に分類することができる。

動詞+A (名詞) + 於+B (名詞) / 八例 (AをBに) / 三例 (AをBに) / 三例 (AをBに) / 五例 (AをBに)

於+「名詞句・動詞句」(十者) / 七例 (おきては) / 四例 (不読) / 一例 (不読) / 二例 (不読)

於十名詞

／＼一例（○毎年於寶前可遂供養之由、發願亦了（×）一例

漢字仮名交り文で対応部分があるものは八例である。まず、その内の三例は「動詞+A（名詞）+於+B（名詞）」の型で、動詞が対象を二つ（客語・補語）持ち、国語の助詞との関係でいえばヲ格とニ格とを同時に示すために用いられる点に大きな特徴がある。また、常にニ格で表示される語の上に「於」字は用いられる。従って、仮名交り文では総て格助詞が読添えられてへAをBにくす」と訓まれる。

○植善根於其地、報恩徳於本寺へ即善根をその地にうへて、恩徳を本寺に報すへし

○神必可垂照覽、誤歸咎於本人へ即神明かならず照覽して、そのとか事をくこさむ所にかへるへし

残りの五例は、「於+〔名詞句・動詞句〕+十者」の型で、四例が仮名交り文ではへくにおきては」と訓まれる。その内三例までが「者」字を句末に伴うことが象徴的に示すように、「くについては」という意の強調・提示を表し、或は動詞句を承けて条件句を作る。「於」はこのような和風の類型と言われるものに主に用いられていると見ることができ(10)る。

○於身之要人者、殊加潔白之沙汰へ即身の要人におきては、ことに潔白の沙汰をくはへて

○於其勤行者、臨期可計定矣へ即そのつとめをこなひにおきては、時にのそみてはからひきたむへし

○於奉忽緒諸神者、非廻向之限へ即神を忽緒したてまつらむにきては、廻向のかきりにあらず

○於守一向之信、何忘四知之廉へ即一向の信をまもらむにきては、なんそ四知の廉をわすれんや

次の一例は「於」字を直接読んだり「に」を読添えたりしていないが、構文的な機能の上では「於」が無視されているわけではなく、「於十動詞句（十者）」の形式が仮定条件句を作ると解釈されることを裏付ける訓み「くあらば」で表現される。

○但於有過分之不當者、争爲常住之本懷乎へ即た、し過分の不當あらは、いかてか常住の本懷たらむや

以上見てきたように、和化漢文における「于」「於」の多くは慣用的定型（和風の類型）に使われるという特徴が指摘で

きる。その「于」と「於」との間には慣用的定型としての用法の区別はあるが、下接する語・語句が「時」「場所」のいずれを表す場合に用いるかという使用上の区別の意識は明確でない。また、国語助詞「に」との関係で見ると、基本的には訓読の際に補読されるものであり、和化漢文でも常に文字化されるものではない。しかし、特定の定型の場合には、必ずこれらの助詞を背景にしながら和化漢文でも助字が漢字表記され、一定の訓読がなされると見ることができるとは、

「に」

漢字仮名交り文には総数九八例の助詞「に」がある。その内和化漢文で「于」「於」が使用される部分に対応して読添えられたものは一五例にし過ぎない。すなわち、国語助詞の「に」はその殆ど（八割以上）が補読されるものであることが解る。また、一例の接続助詞用法を除いて、他は総て格助詞としての用例である。

接続助詞／ 一例（51みなもとを思に、すなはち宮てらのおとろふるはしたり）（×）

格助詞／ 九七例（于）八例・（於）七例・（補読）七七例・（×）五例

助詞「に」は和化漢文における漢字の表記と直接の關係を持たずに補読されるものが殆どであるが、既に触れたように、一部「于」「於」の慣用的定型の表記と關係しながら補読されるものもある。具体的には「至于（者）」に対する「（に）」に「於（者）」に対する「（に）」に「於（者）」に対する「（に）」に「動詞＋A（名詞）＋於＋B（名詞）」に対する「AをBに（す）」などであるが、逆の見方をすると、これらの類型的表現にかかるとは、和化漢文に「于」「於」字を用いた表現がある場合に限られ、和化漢文と無關係に用いられる例は殆どないことが解る。例外的なものとして次の四例が認められる。

○ 12 當宮にいたりては、寺領にはふきあて、營修をいたさしめむ〔至〕當宮者、省宛寺領、令致營修

○ 30 たゞし宮てらにをきて、ことにおほきなるいとなみあらむ時は〔但〕取諸宮寺、有殊大營之時

○ 124 かさねて二分にわかちて、その一を神明にすゝめ、その一を供佛にあてむ

〔重分二分、以其一差神明、以其一宛供佛〕

しかし、これらにしても和化漢文の表記と全く無関係に補読されたものではない。「至(于)者」は「于」字の有無にかかわらず強調・提示の表現となる。「至當宮者」の場合、文章の修辭として一句中の字数を四文字に揃えることが優先されて、助字「于」字が表記されなかったものと見ることが出来る。次の「取諸宮寺」が「宮てらにをきて」とされることについては、『日本大文典』にも触れられるように、「至つては」「於いては」「取つては」が共に「に」を伴い同じ意義を有することと関係する。<sup>(11)</sup>つまり、この場合も和化漢文の表記に従つて「に」が読添えられたもので、訓読の慣用として「於」に準ずる読添と捉えることができる。また、「AをBにす」の類型については、先述の「於」字に依るもの他に、後述する「以」字に依る「以+A(名詞)+動詞+B(名詞)」の形式があつて、これも和化漢文の表記形式に従つて読添えられた類型と言える。すなわち、理解行為における「に」は基本的に補読される助詞であるが、特定の類型については和化漢文に背景となる表記のあることが解る。換言すれば、表現行為においても、和化漢文に慣用的定型の表記形式が存する場合は、訓読で「に」が読添えられるべき表記形式を必ず用いると見ることが出来る。

ところで、「AをBにす」の類型のように、動詞が複数の対象をとりヲ格とニ格とに依つて表現される場合、日本語文においては「…に…をす」の順序でも表現可能である。漢字仮名交り文ではそのような順序による表現が五例ある。

○135御山のうちに、弥勒堂を建立すへき事(山内可建立彌勒堂事)

○141御山の内に、一ふつ二ほさちをあんちしてちすへし(山内可奉安置一佛二菩薩像矣)

○144先師墓所に、一堂を建立すへき事(先師墓所可建立一堂事)

○231御山のうちに、千手堂を建立すへき事(山内可建立千手堂事)

○262しかのみならず、當宮にまことをぬきいて(加之當宮抽誠)

右例に見るように、「…に…をす」の場合はいずれも和化漢文に読添を前提とする指標としての漢字が表記されず、仮名交り文の助詞「に」「を」は翻訳する上で補読されることになる。さらに、ヲ格・ニ格の順序と和化漢文の表記形式と



の關係を見ると、「…を…に…す」の場合は「動詞＋名詞＋助字＋名詞」型或は「以＋名詞＋動詞＋名詞」型、「…に…を…す」の場合は右例の如き和風の「名詞＋動詞＋名詞」型という相違として反映され、その關係が逆になることはないことが極めて顕著な特徴として確認できる。少なくとも本資料における限り、「…に…を…す」が「動詞＋名詞＋名詞」の形式で表現されたものは全くないのである。

## 【以】

和化漢文で用いられた「以」字は総数二三例である。漢字仮名交り文では直接に或は読添の形で必ず読まれる。その内、「以上・以前・以後」などが八例と接続詞相当の「是以」が二例へ17こをもちてへ183これによりてへあり、国語助詞と關係するのは「をもちて」「を」と訓ぜられる二三例である。斯かる二三例は総て「以＋名詞＋動詞＋名詞」型であり、動詞には「なす」の意の「為(す)」が多く、動詞「為」特有の表現形式の如くである。

以＋A＋爲＋B　／九例（AをもちてBとす）　四例・（AをBとす）　一例・その他（意訳）二例・（へ×）二例  
 以＋A＋動詞＋B　／四例（AをもちてBに…す）二例・（AをBに…す）二例

この形式も動詞が対象を複数持ち、日本語文の「AをBに…す」という構文を表現する形式である点では「於」字に依る形式に類似している。漢字本来の意味用法が異なるために、その語序に「以A動詞B」と「動詞A於B」という違いがあるが、「以」も「於」も共に特定の助詞が読添えられることを前提としており、それによつて表現された日本語文の側から見れば両者は同じ構文の表現であると言つてよい。具体的には次に示す例であるが、訓読語「をもちて」が一語相当の資格で国語助詞「を」と同じ機能を果たすと把握されていたことは「以」字を「を」とだけ読んだ例があることから確認できる。

○論義講之時、以執行爲探題へ78論義講の時、執行をもちて探題とすへきゆへなり

○以常行布施之力、必爲無上菩提之縁也<sup>133</sup>この常<sup>134</sup>行<sup>135</sup>住布施のちからをもちて、かならず無上菩提のえんとせむ<sup>136</sup>

○以藥師觀音彌勒、爲我本尊<sup>137</sup>以藥師觀音彌勒をもちて、わか本尊とす<sup>138</sup>

○抑我大菩薩者、以藥師觀音彌勒爲本尊<sup>139</sup>そもくわか大菩薩は、藥師觀音彌勒をもちて本尊としたまふ<sup>140</sup>

○祠官之中、以正直可爲先<sup>141</sup>祠官のなか、正直をさきとし<sup>142</sup>

○以一權別當、可舉補別當<sup>143</sup>一の權別當をもちて、かならず別當に補すへし<sup>144</sup>

○以此功德、併資先師<sup>145</sup>この功德をもちて、しかしながら先師に資せむ<sup>146</sup>

○以其一羞神明、以其一宛供佛<sup>147</sup>その一を神明にすゝめ、その一を供佛にあてむ<sup>148</sup>

「を」

漢字仮名交り文には総数一六九例の助詞「を」が認められる。その内和化漢文で「以」「於」「于」字が使用される部分に対応して読添えられたものが一五例ある外は補読されたもので、補読が全体の九割以上に及ぶ。既に述べてきたように、和化漢文の表記を指標として読添えられた数パーセントの例は特定の構文に限られる。つまり、助詞「を」は基本的に和化漢文では表記されず漢字仮名交り文で補読されるが、日本語文における特定の構文が和化漢文に慣用的定型の表現として存する場合は必ずその形式で表記されていることになる。

格助詞「を」／一六二例（以）五例・（於）三例・（于）一例・〔補読〕一四九例・（×）四例

「をもちて」／七例（以）七例。接続詞相当の〔是以〕へこゝをもちて／一例を含む。

以上見てきた国語助詞「に」「を」と助字「于」「於」「以」との関係について簡単に整理すると次のようにまとめることができる。まず、助詞「に」と「を」は、和化漢文における慣用的定型の表記形式や慣用的用法の「于」「於」「以」がある場合以外は、原則として訓読という作業の過程で補読されるという顕著な特徴がある。その補読率はそれぞれ84

%と94%に及び、和化漢文に助字として漢字表記されることが極端に少ない。しかし、和化漢文で用いられたこれらの助字は、殆ど例外なく国語助詞との関係を持つて漢字仮名交り文では訓読され、不読になることがない。次に特徴的な傾向を持つのは、動詞が複数の対象を持つ場合である。つまり、漢字仮名交り文では「…を…に…す」か「…に…を…す」の構文によって表現されるものである。訓読語「をもちて」は一語相当の資格で助詞「を」に準ずる機能を持ち、和化漢文では「以」字で示されるので、その形式の「…を（もちて）…に（と）…す」を含めると、漢字仮名交り文に認められる「…を…に…す」の構文は、例外なく和化漢文における「動詞…於…」か「以…動詞…」の型で表現された部分に対応するという顕著な特徴がある。一方、「AにBを…す」の構文の方は、和化漢文で助字を用いることなく「A動詞B」の型で表現され、漢字仮名交り文では日本語の表現に必要な格表示として助詞が補読されることになる。

## 【與】

和化漢文で用いられた「與」字は三例あるが、国語助詞に相当する表記として用いられたものは一例しかない。その他は「讓與へゆつる」一例「あたふ」一例がある。

○與汝共上洛、擁護釋迦教跡、保護百王聖胤へ82なむちと、もに上洛して、釈迦の教跡を擁護し、百王の聖胤を保護せむ

## 【と】

漢字仮名交り文に用いられた助詞「と」は総数一四例が存する。一定の漢字を逐字的に直接訓じたものではないが、和化漢文に対応箇所のある一三例の総てが和化漢文の表記と密接に関連しながら訓読されたものである。「與」に対応する一例以外は、特定の動詞に対応して用いられた一二例（「くといふ」「謂」三例・「くとす」「爲」九例）がある程度である。そこで、和化漢文の「謂」字と「爲」字についてその内容を見ると次の如くである。

【謂】全三例へ総て助詞「と」を添えて「くといふ」と訓ず。仮名交り文で不読となつた例はない。

○謂公庭之參、謂人家之翔、無便于坐籍：へ60公庭の参といひ、人家のふるまひといひ、坐籍にたよりなく……  
○謂其殊功者、…如此之犯人召取之輩也へ119その殊功といふは、…かくのこときの犯人をめしとるともから也

【爲】全二六例へ仮名交り文で、「くため」二例、「くたり」五例、「くとす」九例、不対応一〇例。

○此内以碩學法器者一人、可爲山上之執行へ68このうち碩學法器の人ひとりりをえらひて、御山の執行とすへし  
○論義講之時、以執行爲探題へ78論義講の時、執行をもちて探題とすへきゆへなり

○以此常行布施之力、必爲無上菩提之縁也へ134この常へ行へ住布施のちからをもちて、かならず無上菩提のえんとせむ  
○以藥師觀音彌勒、爲我本尊へ137藥師觀音彌勒をもちて、わか本尊とす

○積諸僧轉讀之薰修、爲衆生化度之方便へ173諸僧轉讀の薰修をつみて、衆生化度の方便とせむ

○是以頒數萬戶之民烟、爲大少社之神領へ184これによりて數萬戶の民烟をわかちて、大小社の神領とす

○偏爲朝家之煩、如忘公平之基へ191ひとへに朝家のわつらひとして、公平のもとるをわすれたるかことし

○以正直可爲先、寺務之輩、守舊規可行事へ202正直をさきとし、寺務のともから、舊規をまもるへし

○抑我大菩薩者、以藥師觀音彌勒爲本尊へ255そもく、わか大菩薩は、藥師觀音彌勒をもちて本尊としたまふ

以上のように、和化漢文に漢字表記された助詞「と」は「與」の一例しか認められない。一方で、漢字仮名交り文に助詞「と」は一四例用いられるが、「與」の一例を除くと他は総て「くといふ」「くとす」の表現で、「謂」「爲」字に対応してのみ現れる。これらは和化漢文の表記と全く無関係に補読されるものではなく、「謂」「爲」字の訓として「と」を含むかの如くである。すなわち、漢字仮名交り文の助詞「と」は、和化漢文において特定の語（「與」「謂」「爲」）が表記されている場合に、その語との関係においてのみ補読されるという一種の訓読の定型が存するといえることができる。

## 【目】

和化漢文には総数八例の「自」字が用いられ、副詞へみづから一例と名詞（熟字）へ自界一例を除いて、仮名交り文では対応する五例が助詞「より」で訓まれる。その内の一例は副詞「もとより」を漢字表記した「自本」で、和化漢文などにも日常通行の用字であつたとされる<sup>(12)</sup>。また、漢文の直訳によつて助詞「より」があてられた「自非」の一例もある。

○而藥師堂自本有之へ<sup>139</sup>しかるを、葉師堂もとよりこれあり

○自非才之淵源、難備法之棟梁故也へ<sup>85</sup>才の淵源にあらずよりは、法の棟梁にそなはりかたきゆへなり  
残りの例がいわゆる国語助詞「より」と同じ用法の漢字表記「自」である。

○惣者自一門之列祖、至吾寺之傍官へ<sup>161</sup>すへては、一門之列祖よりわかてらの傍官にいたるまで

○自今身迄佛身、持念之修行之へ<sup>168</sup>今身より仏身にいたるまで、これを持念し、これを修行して

○自少破各用意、無大費終其功へ<sup>195</sup>少破よりをのく用意して、おほきなるついえなくして、その功をへむ  
「より」

漢字仮名交り文に総数六例が用いられる（副詞「もとより」を一例含む）。次に示す補読例が一例ある以外は、和化漢文の「自」字表記に対応して用いられる。助詞「より」の漢字表記としては「従」なども一般的には用いられるが、「自」字以外に対応する漢字表記はない。なお、「より」と「自」との関係については前項に示したとおりである。

○<sup>110</sup>しかるをちかきよ<sup>り</sup>、當宮の要にあらず、本所の擧にあらず〔而近代非當宮之要、非本所之擧〕

助詞「より」の中には、漢文の「自非」を直訳した「くずよりは」という訓読の特殊な用法も一例存する<sup>(13)</sup>。同様に訓読文に多く翻訳臭の強い「くよりくまで」の形がある。仮名交り文の「より」は、このように和文に現れ難く訓読文に多い用法・表現で占められている。これは表現行為の側から言えば、純粹に和文的用法・表現の助詞「より」は、和化漢文において漢字表記され難い或は使用されない語で、必要な場合は補読を前提にするものであつたと見得る。

「めい」

漢字仮名交り文には二例しか見出せない。しかも、訓読文に特徴的な「くよりくまで」という対の形式でのみ用いられる。さらに、本資料では「くよりく<sup>14</sup>にいたるまで」の形式に限定され、和化漢文の漢字「至」「迄」に対応する。

○102 一門の列祖より、わかてらの傍官にいたるまで〔自一門之列祖、至吾寺之傍官〕

○109 今身より仏身にいたるまで、これを持念し、これを修行して〔自今身迄佛身、持念之、修行之〕

右例はいずれも「イタル」の《極度の事例の提示》をする用法で、或る事例の提示を強調する場合の表現が既述の「く<sup>14</sup>にいたりては」「至于く<sup>15</sup>」型であったのと異なり、「くより」「自」字と対になることで「至」「迄」字の訓が助詞「まで」を含んだ定型の訓読として成立していると思われることができる。つまり、漢字の表記と無関係な純粹の補読ではなく、和化漢文の漢字を指標とした解釈上の読添と見るべきものである。

以上のように、助詞「より」「まで」は和化漢文の漢字と対応する部分で用いられ、しかもそれは和化漢文と漢文訓読文に用いられる和風・翻訳調の強い類型と用法の範囲内〔…より…まで〕〔くよりは〕でのみ出現する点が特徴的である。

### 【乎】

和化漢文に総数五例が存する。漢字仮名交り文の対応する箇所では「いはむや」と読まれる「況乎」一例と、万葉仮名として助詞「ヲ」の表記に用いられた一例がある。

○況乎美濃國明知庄者、彼塔領也　　〈277 いはむや美濃國明知庄は、かの塔の領也〉

○難渡未渡乃衆生乎渡加爲仁現神道文　　〈××〉〔万葉仮名として助詞「を」の表記に使用〕

右二例以外は、助詞「や」に対応する。和化漢文の「乎」は常に仮名交り文で「や」と訓ぜられ、全くの不読となった例はない。また、和化漢文では常に文末に位置し、疑問詞(副詞)と呼応して用いられた例ばかりである点が特徴的である。

「や」

漢字仮名交り文に総数七例が存する。和化漢文に対応箇所がある部分では、「乎」に対応するものが三例、補読されるものが三例ある。助詞「や」の特徴としては、総て副詞と呼応するかたちで文末に用いられる点が挙げられる。

○97 たれか相害するくるしひをかなしはさらむや〔誰不悲相害之苦乎〕

○124 なんそ神明のたすけなからむや〔蓋無神明之助成乎〕

○154 たゞし過分の不當あらは、いかてか常住の本懐たらむや〔但於有過分之不當者、爭爲常住之本懐乎〕

○211 一向の信をまもらむにきては、なんそ四知の廉をわすれんや〔於守一向之信、何忘四知之廉〕

○261 發願のおもむき、感應あにむなしからむや〔發願之趣、感應豈空〕

○206 いはむやかの靈託あり、おそれさるへしや〔況有彼靈託、可恐可恐〕

○50 神慮をあふくともから、むしろしかるへしや〔×〕

右例のいずれもが副詞と呼応し、補読も和化漢文に副詞の表記がある場合に限られる。一般に和文における助詞「や」は単独でも文中・文末に用いる用法があるが、本資料では仮名交り文の補読でさえも単独の使用例がなく副詞と呼応する例のみである。ただ、「いはむや」の結びとして「や」が用いられているか否かが明確でない例がある。斯かる例が呼応語として用いられているのでなければ、例外的な単独の文末使用とすることができ。しかし、この例の場合、「や」が呼応語でなければ「いはむや」が何の呼応語も持たないことになり、この期の語法としては一般的でない。途中で文が区切れるような不自然さはあるが、一応呼応語として見る。<sup>(16)</sup>

以上に見るように、和化漢文の「乎」も漢字仮名交り文の「や」も、その使用は原則として疑問詞(副詞)に呼応する型で文末に用いられる場合に限られるという特徴が明確である。特に、和化漢文の「乎」は単独で用いられることはない。これは和化漢文における「乎」字の特徴として先学の指摘される所に通ずる。<sup>(17)</sup> 一方、和文における「や」は文中・

文末に単独でも用いる用法がある。従って、漢字仮名交り文の「や」は、和文的性格の助詞がそのまま用いられたのではなく、和化漢文の影響の方を強く受けて幾分意味・用法上の変質を来した訓読語としての助詞と見ることができそうである。

### 【歟】

和化漢文に総数六例が存する。いずれも漢字仮名交り文に対応箇所があり、「か」四例と「ゆへなり」二例に対応する。また、和化漢文の「歟」表記が仮名交り文で全くの不読とされたものではなく、かつ和化漢文でも漢字仮名交り文でも総て文末にのみ位置する。さらに、常に副詞(疑問詞)に伴う形式でのみ使用された「乎」字の場合と異なり、「歟」字は単独で疑問表現を構成している例しかない点が特徴的である。

和化漢文の「歟」字は疑問表現に関わる助字である。先学の指摘に従うと、疑問表現は一般に表現意図によって質問表現と疑惑表現とに区別される。さらに、疑問表現はその表現形式から説明要求・選択要求・判定要求に区分されるが、和化漢文の「歟」字は選択要求と判定要求の用法で使用される。また、和化漢文の「歟」字は疑惑表現にも用いられるが、その用法は懷疑・推測・断定保留の三類の用法に類別される。<sup>(18)</sup>斯かる用法の「歟」字は、古字書などによっても和訓「か」が定着していることが判り、和化漢文の「歟」も助詞「か」と訓ぜられるべきかと思われる。ところが、左例に見るように、和化漢文の「歟」に対して仮名交り文では「ゆへなり」が対応する箇所が二例存する。管見の範囲では、他の漢文訓読でも「歟」字に対して「ゆへなり」の訓が与えられた確実な例を見ない。このことの意味については次のようなことが考えられる。当然断定的表現が期待されてよい場面の文章に「歟」字が使用されて、断定の保留もしくは婉曲的断定となるのが古記録の特徴的用法であるとされる。しかし、国語助詞「か」の和文における文末用法はこれと同様の機能を持たない。そこで、文書としては独立した形態であり、訓点資料のような単なる逐字・逐語(直訳)的な訓



読とは異質な性格を有する本仮名交り文資料においては、「歟」字を常に「か」と訓ずることをせず、意識・翻訳的な姿勢によつて、斯かる断定の保留・婉曲的断定といえるものを文脈に依じて日本語文の表現としては直接的な断定表現が選択されたものと思われる。

○242弟子闕をおきぬふ心さし切なりといへとも、造營の功いまたならず、これ寺務進退の身にあらすは、經始土木のことにはたよりなきゆへなり

〔弟子補闕之志雖切、造營之功未成、是非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟〕

○254かの三輩の門跡をたつねて、かならず一日の道儀をかさるへし、重山の月をこひ、大虚の風をねかふゆへなり

〔尋彼三輩之門跡、以飭一日之道儀、戀重山之月、希大虚之風者歟〕

「歟」字を助詞「か」と訓じた例があるにも拘わらず、右例がそれを避けて「ゆへなり」としたのは、ここでの文脈的意味が、質問表現ではなく、疑惑表現の懷疑や推測の用法でもなく、断定の保留・婉曲的断定の用法であると解釈されたからであろう。少なくとも、表現行為としての和化漢文に用いられる「歟」字の意味・用法に断定の保留・婉曲的断定を表現する場合のことが、その理解行為(訓読文)としての漢字仮名交り文に対応する部分「ゆへなり」によって確認されるのである。また、終助詞「か」を単独に使用する文型は、和文及び漢文訓読文共に、地の文の疑惑表現には通例殆ど現れず、記録語文に特徴的な用法であるとされる。しかし、斯かる用法の「か」による文型が、既に中世の和文・漢文訓読文には認められることも指摘される<sup>(20)</sup>。従つて、右例以外の「歟」字四例は国語助詞「か」と読まれるのであるが、そのような中であつて、疑惑表現の断定の保留・婉曲的断定の用法は、未だなお和文等には充分に馴染み得ていない和化漢文特有の語法と認識されていたのではなからうか。「歟」字の二種の読み分けは、このような定家の認識が反映したものと思われる。

因みに、漢字仮名交り文中に「ゆへなり(也)」の表現は全部で五例存し、右例以外の三例は次に示すとおりである。

○34をのくはふきあつへし、對桿せしむる事なかれ、これすなはちをのくこと心なくして、ひとへに神をうやまひたてまつるへきゆへ也〔各可省宛、莫令對桿、是則諸人無異心、一向可敬神故也〕

○78一向に器量をえらひて、品秩(秩)をきらふへからず、これすなはち佛神事のついで、論義講の時、執行をもちて探題とすへきゆへなり〔一向撰器量、何強論品秩、是則佛神事之次、論義講之時、以執行爲探題〕

○86しかれは碩學を優賞せむ、もとも神慮にかなはむか、才の淵源にあらすよりは、法の棟梁にそなはりかたきゆへなり〔然者優賞碩學、尤叶神慮歟、自非才之淵源、難備法之棟梁故也〕

「ゆへなり」が、常に「歟」字と対応し、断定の保留・婉曲的断定をのみ表すわけではない。「これすなはち(是則)」と呼応するかのように出現することが象徴的に示すように、「ゆへ」の語の持つ意味が反映して、原因・理由の直接的で明確な断定表現という一般的な用法も当然存するのである。

「か」

漢字仮名交り文に総数五例が存する。和化漢文の「歟」に対応するものが四例あり、それらはいずれも文末に位置する。基本的に「歟」字に対する訓読として用いられる。それ以外に文中に補読された係助詞としての用法が一例存する。

○17三界内外の利益、ことにわかくに、かうふらしめたるものか〔三界内外之利益、殊被于吾朝者歟〕

○75そのえらひにあつからむ人、さためてあらそひうれふる所あらんか〔入寺中應其撰者、定有齟訴歟〕

○85しかれは碩學を優賞せむ、もとも神慮にかなはむか〔然者優賞碩學、尤叶神慮歟〕

○183右、宗廟の重事たる、朝家ことに尊崇あるものか〔右、宗廟之爲重事、朝家殊有尊崇者歟〕

○178唐本のほかわか御山になにの益かあらむ〔唐本之外、何益于吾御山〕

右例に見るように、助詞「か」は、類似した機能を持つ「や」による疑問表現とは異なり、副詞(疑問詞)を伴うことなく、文末に位置しながら単独で疑問表現の用法を担当している。文中用法の一例はそこにあつて特殊であり、和化漢

文の「何」字と関連して、仮名交り文では「なに」と呼ぶさせるかたちで係助詞「か」が補読されたものである。和文の所謂係助詞は和化漢文で文字化すべき方法がなかったことと、「何十名詞」の形が和文における疑問表現の定型「なにのか」に対応する慣用的形式としてその訓読に助詞「か」を含んでいたことに依るのである。斯かる意味では、この場合も和化漢文の表記と全く無関係な補読ではない。従って、漢字仮名交り文の「か」も、原則として和化漢文の表記との関連においてのみ用いられる助詞であり、純粹に補読といえるものはないと言える。

以上、和化漢文の「歟」と漢字仮名交り文の「か」とについて簡略に整理すると、まず、両者ともに総て文末に用いられ、疑問詞・副詞に伴うもののない点の特徴として挙げられる。また、両者の関係について見ると、理解行為としての漢字仮名交り文においては基本的に全くの不読や補読となるものがなく、表現行為としての和化漢文においては日本語文として必要な助詞が基本的に必ず助字として文字化されるものであったと言つてよい。

また、疑問表現に与るといふ点で共通する和化漢文の「乎」「歟」と漢字仮名交り文の「や」「か」とを比較することによつて、次のことが明らかにになる。和化漢文では、疑問詞・副詞と文末の疑問助字とが呼応する文型、或は疑問詞・副詞と文末の疑問助字のいずれか一方が用いられる文型で表現される。漢字仮名交り文（訓読文）では、疑問詞・副詞と助詞とが呼応する文型、或は助詞のみを用いる文型で表現される。このことから、日本語文における疑問表現を構成する要素の中心となるのは、疑問詞・副詞（所謂「詞」）よりもむしろ助詞（所謂「辞」）の方であると見ることができそうである。

## 【者】

和化漢文には総数五六例の「者」字が用いられ、仮名交り文で対応する四六例は総て必ず訓読される。その内容を意味・用法に従つて分類して示すと次のようになる。<sup>(21)</sup>和化漢文の「者」字は、仮名交り文では殆ど名詞か助詞として訓読

され、不説とされたものは全くないという顕著な特徴が確認できる。

名詞

／一三例（人）二例・（もの）九例・（×）二例

係助詞

／三二例（は）二八例  
・（×）四例

接続助詞（仮定）／五例（未然形＋ば）三例

接続助詞（確定）／四例（已然形＋ば）四例

その他  
／二例（然者）（これによりて）・理不拘成敗者（わたくしの成敗にかはれさらむ時は）

○當所八幡宮者、拜本地者、則一子平等慈悲之教主、仰垂跡者、亦百王鎮護靈驗之尊神、濟度之悲願誠雖遍、三界内外之利益、殊被于吾朝者歟

△11當所やはたの宮は、本地をはいすれば、すなはち一子平等慈悲の教主、垂跡をあふけは、又百王鎮護靈驗の尊神、濟度の悲願まことにあまねしといへとも、三界内外の利益、ことにわかくに、かうふらしめたるものか

○抑執行者、宮寺之重職也、入寺中應其撰者、定有鬱訴歟

△73そもく執行は、宮てらの重職也、入寺のなか、そのえらひにあつからむ人、さためてあらそひうれふる所あらんか

○但於有過分之不當者、爭爲常住之本懷乎△53たゝし過分の不當あらは、いかてか常住の本懷たらむや

「は」  
漢字仮名交り文には総数三八例の助詞「は」が確認され、和化漢文における「者」字に対応するものが二八例存する。

名詞十は  
／二〇例（者）一六例・（補説）四例

動詞十は  
／八例（者）五例・（補説）三例「くいたりては」三例・「くにおきては」四例・「ことにわきては」一例

動詞十は  
／一例（者）一例

〽む時は(仮定) / 二例(者) 一例・(補読)一例  
 〽にあらずは / 六例(者) 五例・(補読)一例  
 〽ぬは / 一例 (補読)一例

和化漢文に特定の漢字(例えば「者」)表記がなく、仮名交り文の方で補読された例が一〇例存する。日本語文においてはこのような助詞「は」が省略される場合も多いにも拘わらず、補読によつてまで仮名交り文に用いられるのであるから、そこに補読されることの意味や特徴を見ることができるよう思われる。その一〇例について次に全用例を示す。

- 27 庄務にいたりては、なかくその職にしたかひて、その人につくへからす〔至于庄務、永隨所職、勿附其人〕
- 31 ことにおほきなるいとなみあらむ時は、…をのくはふきあつへし〔有殊大營之時、…各可省宛〕
- 85 才の淵源にあらずよりは、法の棟梁にそなはりかたきゆへなり〔自非才之淵源、難備法之棟梁故也〕
- 211 一向の信をまもらむにをきては、なんそ四知の廉をわすれんや〔於守一向之信、何忘四知之廉〕
- 202 〽にわきては、大菩薩の御託宣にいほく〔就中大菩薩御託宣云〕
- 200 神は非礼をうけたまはずぬは舊史の明文也〔神不享非禮、舊史之明文也〕
- 258 かみは三所に資したてまつり、中は一人をいのりたてまつる、しもは二親をとふらふ

〔上資三所、中祝一人、下訪二親〕

右例の如く、補読されたものの多くは特定の慣用的表現形式の中で用いられ、強調・提示や条件の表現であることが確認できる。既に述べたように、それらは和化漢文における和風の定型表現であり或は訓読における定型の表現である。和化漢文の定型では「者」字が表記される場合と表記されない場合とがあり、いずれの場合でも意味・用法上の違いはない。また、原文の「者」字の有無に拘わらず、訓読の定型として助詞「は」を含む表現になるものがある。このように考えると、助詞「は」は、日本語文として必要な場合には基本的に和化漢文にも「者」字で表記される助詞で、仮名

交り文の補読も定型の表現に従い、和化漢文の表記と全く無関係の補読は殆どないと見て良さそうである。

「ば」

漢字仮名交り文に総数六例が存する。和化漢文に対応箇所のある五例総てが「者」字に対応する部分でのみ用いられる。所謂順接の接続助詞であり、仮定条件の「動詞未然形＋ば」三例、確定条件の「動詞已然形＋ば」二例がある。

○24弟子もしかたしけなく神徳をかうふりて、つゝに身のゝそみをとけは、(弟子若蒙冥睭、有遂本望者)

○70もし智行すてかたく、年らうあはれふへきともからあらは、(若智行難弃、年戒可優者)

○153たゝし過分の不當あらは、いかてか常住の本懐たらむや、(但於有過分之不當者、争爲常住之本懐乎)

○13本地をはいすれば、すなはち一子平等慈悲の教主(拜本地者、則一子平等慈悲之教主)

○14垂跡をあふけは、又百王鎮護靈驗の尊神(仰垂跡者、亦百王鎮護靈驗之尊神)

和化漢文でも漢字仮名交り文でも順接仮定条件は「若」「もし」か「者」「ば」で表現されるが、常に「若」「もし」と「者」「ば」とが呼応して用いられるとは限らない。また、いずれの文体の本文でも副詞「若」「もし」の語だけによつて仮定条件が表現されたものはない。一方、順接確定条件は必ず助字「者」と助詞「ば」の語を用いることによつて表現される。特に特徴的な点として着目すべきは、仮名交り文でも補読された接続助詞「ば」が全くないことである。即ち、本資料に関する限り、国語助詞「ば」が担うような順接条件句の構成に、和化漢文では必ず助字「者」が用いられ、漢字仮名交り文では助詞「ば」が用いられるという顕著な傾向が認められるのである。

以上見てきたように、解釈行為としての漢字仮名交り文では、助詞「は」「ば」が原則として和化漢文に表記された「者」字に対応する部分に用いられる点に特徴が認められる。これを表現行為の側から見れば、日本語文(訓読文)として必要な助詞「は」「ば」は、和化漢文では原則として「者」で表記されるものと考えてよい。和化漢文に「者」字が文字化されない場合も、和化漢文・漢字仮名交り文の慣用的定型表現に限られるので、必ずしも上述の傾向を否定する事象では

ない。

## 【雖】

和化漢文には総数一七例が存する。その用法は、いずれとも判じ難いものもあるが、呼応する副詞などの表現や仮名交り文を参考に一応の分類をすると、逆接の確定条件(八例)・仮定条件(九例)の両表現に用いられることが判る。漢字仮名交り文で対応する部分が存するのは一三例であり、その語には「といへども」七例、「といふとも」四例、「とも」二例が対応する。一三例に見られる「雖」字の特徴は、必ず訓ぜられて不読となることはないことである。和化漢文の訓読という点から見ると、後世に見られるような一律に「トイヘドモ」と訓ずる方法を採らず、意味・機能によって訓じ分けられていることが明らかである。対応部分のない和化漢文の四例を参考のために示すと次のとおりである。

○雖難禁遏、於守一向之信、何忘四知之廉へ×

○雖爲重代之職、雖爲權官之身、至于寺務者非別運哉へ×  
○縦雖寺務之前日、宜勵石心之底露へ×

「といへども」

漢字仮名交り文に総数七例が存する。当然のことながら逆接の確定条件句を構成する。総て和化漢文の「雖」字に対応し、訓読語「といへども」が一語(接続助詞)相当の資格で機能している。和化漢文と無関係に補読されたものはない。

形容動詞十といへども / 一例 ○20弟子闕をおきぬふ心さし切なりといへども〔弟子補闕之志雖切〕

形容動詞十といへども / 一例 ○16 濟度の悲願まことにあまねしといへども〔濟度之悲願誠雖遍〕

動詞(十助動詞)十といへども / 五例

○59 官位をおひたりといへども〔雖帶官位〕 ○113 人のわつらひありといへども〔雖有人之煩〕

○224 これをもちゐるといへども〔雖用之〕 ○237 わつかに八ヶ度をとくといへども〔雖及八箇度〕

○274 すでに形像をあらはしたてまつるといへとも〔雖顯形像〕

「といふとも」

漢字仮名交り文に総数四例が存する。総て和化漢文の「雖」字に対応してのみ用いられ、補読の例はない。この場合も、訓読語「といふとも」が一語（接続助詞）相当の資格で機能し、原則として逆接の仮定条件句を構成するが、訓読文に特殊な用法も一例ある。即ち、次の如き名詞承接の例で、所謂国語の副助詞的な機能に相当するものと見ることができ<sup>(22)</sup>。

○35 ことをきて身のうへのこといふとも、なをかたはらの人にはふかむとす〔雖身之恩潤、尚欲省傍官〕

残り三例は、活用語承接の接続助詞の用法で、逆接の仮定条件句を構成する。和語「とも」と同じ意味・機能を有する。

○88 たゝし顯密の修學にすくれたりといふとも…その職に補すへからず〔但雖長顯密之修學…不可補其職〕

○98 もしみつから断する事えたりといふとも〔若雖得自斷〕

「とも」

漢字仮名交り文に総数四例が存する。和化漢文の「雖」字に対応して用いられるものが二例存するが、仮名交り文の表現で独自に補読された例も二例ある。和化漢文の表記と直接の関連なく接続助詞が補読されるのは例外的である。しかし、いずれも副詞「たとひ縦」「もし(若)」「と呼応するという共通の特徴が認められる。一般に訓読文では「といふとも」が、和文では「とも」が用いられ、文体的な位相のある語として位置付けられる。本資料でも、同じ意味・機能を持つ和化漢文の語(字)が文体的位相を異にする複数の位相語で訓読された例は殆どなく、どちらかの特有語(主に訓読特有語)で仮名交り文に現れる傾向が強い。また、漢文訓読文で「雖」の訓読に「とも」が用いられるのは異例である。にも拘わらず、少くない和文語「とも」の次のような例が、同一資料内に訓読語「いふとも」と共存しているのである。

○39 たとひはらくゆつるとも、一期のち、もとの氏人のあとをたつねてかへしつくへし



〔縦雖暫讓与、一期之後、可返付本主氏人之餘裔矣〕

○167たとひなにの身をうくへる<sup>くへる</sup>とも、弥陀の名号を癡忘<sup>せし</sup>したてまつらし〔縦雖受何身、不癡亡彌陀之名號〕

○205たとひこの御いましめなくとも、つゝしむへし〔縦無此炯誠、可愼々々〕

○166弟子もし一世の利益にもれて、かさねて、六道の輪廻におもむくとも〔弟子若漏一世之利益、重趣六道之輪廻〕右例に看取されるように、国語助詞「とも」は副詞「たとひ（縦）」などと呼応する仮定表現の形式でのみ出現する点が注目される。他の和化漢文でも、「たとひ（縦）」と呼応する助詞に和文語「とも」が用いられた確例は必ずしも多くない。管見の範囲では、例えば「真福寺本將門記」にある「縦非、我朝僉在人國」一例の指摘が確認できる程度であるが、これもまた、原文に存する漢字表記の語（例えば「雖」字など）を直接に訓じたものではなく、「縦」字に於いて補読されたものである点が注目される。少なくとも本資料の和化漢文で用いられた「縦」字が全部で四例認められ、仮名交り文に対応箇所のある「たとひ」三例が、総て「とも」とのみ呼応することは極めて大きな特徴として注目すべきであろう。そのこの意味については未だ述べる用意がないが、和化漢文の用字と訓読或はその背景にある訓読文・和文の語法、もしくは定家の訓読・語法意識が反映している事象として、検討する価値があるように思われる。

### 【号】

和化漢文に総数七例の「号」が存する。いずれも文中における用法である。漢字仮名交り文に対応箇所のない部分が過半数（四例）を占めるために、訓読との関係を明確にし得ないが、少なくとも対応箇所のある部分では助詞「て」に対応するものが二例、不読であるものが一例存する。対応部分のない用例を見ても、日本語の表現であることを前提に考えると、国語助詞相当の機能を持つものとして和化漢文の中で用いられているように見得る。

○君者撰臣<sup>号</sup>、授官、臣者量己<sup>号</sup>、受職へ4きみは臣をえらひて、官をさつけ、臣はをのれをはかりて、職をうく

○其此中爲常寺其所最要之人、及懸身命、兮無緣之輩、存慈悲可猶豫

へ26そのうち、宮てら最要の人、ならひに身命をかけたる無縁のともから、慈悲を存へしせは、

○付慶兮懈、付愁兮退、宮寺衰微へ××  
○遂託上品兮、證無生忍、更歸南浮兮、導有緣之衆矣へ××

【而】

和化漢文に総数一〇例が存する。その内の七例は文首に立つ接統詞の用法で、「然而」「而」の形で用いられる。漢字仮名交り文との対応箇所では、総て逆接の接統詞としてそれぞれへしかれども一例・へしかるを四例と読まれる。残り三例の内訳は、一例が文末に用いられた「而已」で仮名交り文では不読とされ、二例が国語助詞に相当する「而」である。仮名交り文に対応箇所のある一例は助詞「て」が読添えられ、文中に用いられた順接の接統助詞としての用法である。

○仍先發願、彌祈運命而已へ23よりてまつ願をこして、いよく運命をいのるところ也

○付慶兮懈、付愁兮退、宮寺衰微、職而斯由へ××

○先師別當造立千手觀音之間、少々借請而雖用之、連々指合不償之

へ23造立したてまつる時、少々かりうけてこれをもちゐるといへとも、連々さしあひてつくのはさるあひた

和化漢文において文字化された国語助詞「て」相当の助字は極めて少ない。その関係が明確に確認できるのは僅かに既述の「兮」「而」の二種三例に過ぎないが、その使用法と意味関係を見ると、一応の共通性が認められる。即ち、前句と後句との事態に時間的な並列性とそれが継起する関係が認められ、しかも前句が後句の手段・方法に当たる事態を表現していると思得るのである。両句が時間的継起性の関係において置換不可能なたちで序列的に決定されているために、積極的な関係表示の形式が意図され、和化漢文でも両句の相関を確認的に表示する助字「兮」「而」が用いられたのではないかと解釈できる<sup>(25)</sup>。しかし、漢字仮名交り文には同様の表現性を有する助詞「て」も多く補説によって用いられ

るが、それがいつも和化漢文で文字化される助字と対応しているわけではない。和化漢文に文字化された助字がある場合と、文字化されずに仮名交り文で補読される場合との間に、統一的な法則や基準を求めることはできそうにない。

「ㄱ」

漢字仮名交り文に総数四例が存する。対応する和化漢文に訓読や読添を前提にする漢字の表記はなく、総て仮名交り文で補読されたもので、形容詞連用形に接続する場合のみ用いられた接続助詞である。

○ 34 …をのくこと心なくして、ひとへに神をうやまひたてまつるへきゆへ也〔是則諸人無異心、一向可敬神故也〕

○ 57 ふたりの弟子を擧申ことなくして、たゞ次第の道理をまもるへし〔莫擧兩子傍官之輩、可守次第〕

○ 196 少破よりをのく用意して、おほきなるついえなくして、その功をへむ〔自少破各用意、無大費終其功〕

○ 188 諸国ついえおほくして、公家利すくなし〔權臣檀國、公家少利〕

「ㄴ」

漢字仮名交り文に総数七九例が存する。和化漢文で「兮」(二例)・「而」(二例)が使用された部分に対応して読添えられた例が三例あるが、極めて例外的なものであつて、それ以外の圧倒的多数は和化漢文の表記と無関係に補読される。また、次の「くせしめて」二例以外は、総て「動詞連用形十て」の形で用いられる接続助詞である。

○ 72 權律師に任せしめて、寺領一所其職につくへし〔任權律師、寺領一所可附其職〕

○ 24 廿六口の僧侶を囑せしめて、三十三度の員数にみつへし〔令囑廿六口之僧侶、可滿三十三度之員數〕

ところで、助詞「して」「て」は句と句の接続に関与するが、同様に広義における接続の一形式として活用語連用形による所謂中止法がある。この接続助詞と連用中止法とが同一の或は極めて類似した意味・機能を有するにも拘わらず、和化漢文で文字化されないものを、仮名交り文の表現において助詞「て」が補読される場合と、用言の連用中止法で表現される場合とがある。そこで、両者間の相違とその特徴や意味などについて考察を加えたい。和化漢文(表現行為)に

において国語助詞相当の助字が表記されることの、或はその訓読（理解行為）において助詞が補読されることの必然性やその方法などを明らかにし得ると考えるからである。

本資料における用言活用形の連接的用法は連用中止法のみで、活用語連用形と見得る例は三五例存するが、連用形と終止形が同形の助動詞「ず」九例については意味・用法上も連用中止法と断じ難いので斯かる例を一応は措くと、本資料の漢字仮名交り文では用言連用形の二六例が検討の対象とし得る。動詞連用形の二二例と形容詞連用形の四例が認められるのであるが、これら連用中止法に共通する特徴は、単純な時間的継起性とは関係なく、いずれもいわば空間的に隣接共存する共存性の関係にある表現と見ることができるところにある。前句と後句との間に積極的な序列がなく、両句の置換が可能であつて、両句で表現される事態は意味的に共通性を持つてゐる。

○61品秩（秩）をさためさるあひた、公庭の参といひ、人家のふるまひといひ、坐籍にたよりなく、同科には、かりあり（不定品秩之間、謂公庭之参、謂人家之翔、無便于坐籍、有憚于同科）

○108宮寺の僧俗、里（累）葉の祠官、次第の昇進、あるいはその仁にあたり、あるいはその賞をかきる

〔宮寺僧俗、累葉之祠官、次第之昇進、或當其仁、或限其賞〕

○112僧は綱位をこのみ、俗は頭榮にふける（僧者好綱位、俗者耽顯榮）

○158かみは三所に資したてまつり、中は一人をいのりたてまつる、しもは二親をとふらふ

〔上資三所、中祝一人、下訪二親〕

これらの表現では、両句の事態がただ並列されているだけの関係であることが解る。つまり、右例のいずれもがそうであるように、その句の順序を入れ替えても事柄の叙述に何の影響も与えない形式であるといえる。そういう意味で、両句の事態は時間的な前後関係が問題にされず、空間的な共存性の関係としてしか捉えられない表現である。その特徴は、連用中止法二六例の総てに共通する。連用中止法がこのように限定的であるのに対して、接続助詞「て」は斯か

る意味・用法をも含むために、接続形式における両者の勢力差が認められるのであろう。また、接続助詞「て」に依る句と連用中止法による句とが連続して用いられる次のような例には、両表現様式の相違が典型に看取できる。

○ 83 なむちと、もに上落して、釈迦の教跡を擁護し、百王の聖胤を保護せむ

〔與汝共上落、擁護釋迦教跡、保護百王聖胤〕

○ 101 口中の梁をむはひ、身上の帛をはきて、かれをあかひとりて、これをはなちかへすへし

〔奪口中之梁(梁カ)、剝身上之帛、贖取可放之〕

○ 104 きみは臣をえらひて官をさつけ、臣はをのれをはかりて職をうく〔君者撰臣兮授官、臣者量己兮受職〕

○ 129 かさねて二分にわかちて、その一を神明にすゝめ、その一を供佛にあてむ

〔重分二分、以其一羞神明、以其一先宛供佛〕

右例の場合はいずれも、連用中止による句とその後句は全くの並列の関係にあつて時間的な前後関係を問題にしないので、入れ替えてもその文脈に不整合が生じないが、助詞「て」による句とその後句とを入れ替えることは、時間的な序列が固定的であるために、文脈上不可能である。つまり、右例のような連続する関係にあるものに限れば、「て」を介する前後の句は序列の固定と接続の緊密さを極めて強く持つて表示される(両句が積極的にひとまとめにされる)のに対して、連用中止によるそれは相当に稀薄であると言う明確で特徴的な相違が認められる。また、「て」を介する両句の主語は必ず同一の主体であるのに対して、連用中止で結ばれる両句の主語の相違は特に問題にされないこともその特徴と関連して確認される。

本資料における助詞「て・して」と連用中止法とによる接続形式について、今ひとつ確認すべき特徴は、積極的な意味で条件関係を表示する接続表現に用いられたものが殆どないことである。和文における斯かる形式の意味・用法には、文脈に依存して、条件関係を表現する場合があるが、<sup>(26)</sup>本資料中で積極的にそのような解釈されるべき「て」単独の用法

は殆どない。つまり、条件関係の接続表現には、既述した接続助詞「ば」「といへども」「といふとも」等とそれに相当する助字「者」「雖」等が用いられているのである。そういう意味では、比較的単純なかたちで、それぞれの語の機能分担がなされているように思われる。

以上、和化漢文の助字「兮」「而」と漢字仮名交り文の助詞「て」との関係を中心に簡単に整理すると、次のようなことが解る。まず、国語助詞相当の助字「兮」「而」は殆ど和化漢文に用いられないことが挙げられる。和化漢文で文字化された「兮」「而」に一応の特徴は認められるが、用いられない場合の基準や法則等は認め難い。次に、漢字仮名交り文における接続助詞「て・して」は、日本語文としてその文脈上必要な場合は、積極的に補読してまでも用いられる。また、接続の一形式として用言連用中止法もあるが、その意味・用法は接続助詞を用いる形式に比して限定的である。

ところで、本資料に現れた接続助詞或は接続助詞相当の機能を果たす語・語句は、漢字仮名交り文では「ば・とも・といふとも・といへども・て・して」があり、和化漢文では助字「者・雖・兮・而」がある。これらについては既に述べたところであるが、改めて整理すると次のことが確認できる。すなわち、和文においても単純接続の場合の「て」などは省略されることもあるが、条件表現の接続関係を表示する場合は基本的に省略されることがない。同様に、和化漢文においても、単純接続の助字「兮・而」は殆ど用いられることなく仮名交り文では必要に応じて補読されることとなるが、条件表現の接続関係を表示する場合の助字「者・雖」などは文字化（漢字表記）される。従って、接続関係が順接であれ逆接であれ、条件句を構成する接続助詞（相当の語）は理解行為としての漢字仮名交り文（訓読文）で不読や補読となることがなく、表現行為としての和化漢文においても条件句構成の助字は必ず文字化（漢字表記）されると見ることが出来る。和化漢文が日本語を漢文様式で表現したものである以上、日本語の語法に基準を置き、日本語として構文・語法上必要な助詞は助字として文字化することが意図されたのも当然のことのように思われる。

## むすびに

本稿で対象とした定家筆漢字仮名交り文は、周房筆和化漢文を下敷きにし、それを手許に見ながら訓読するという基本的には解釈の作業であったことが明らかであるが、同時に定家の表現行為・意識をも反映したものと云える。それは、定家筆漢字仮名交り文が、必ずしも字に即いての単なる逐字・逐語的（直訳的）な訓読ではなく、かなり自由に訓読した意識・翻訳とも言うべき性格を有していることが指摘できるからである。資料の全体的な情況がそういうものであるにも拘わらず、表記形式（表現行為）の側から見ても、訓読（理解行為）の側から見ても、和化漢文の助字と漢字仮名交り文の助詞との関係がかなり固定的であるのは極めて特徴的である。斯かる特徴は、日本語の一表現様式としての和化漢文における助字をどのような漢字でどの程度用いるかという用字法や語法等とその背景に存する日本語の助詞との関係、並びにそれに関わる語の然るべき訓読法（不読・補読・読添）等について考えるに際し、その問題を解明する端緒とし得るものであった。その個別の情況については、既に各項目で述べて適宜まとめたので、ここでは改めて詳述しない。

本稿で、和化漢文に用いられた国語助詞に相当する助字として対象とした漢字（語）は「之・于・於・與・自・乎・歟・者・雖・兮・而」等である。それぞれ使用頻度が当然異なるが、使用数だけを基準に並べると、多い順に「之・者・雖・於・于・歟・乎・自・兮・而・與」の如くなる。このように並べただけでも、和化漢文における助字使用の性格の一端は見えてくる。これらの中で漢字仮名交り文（訓読文）において全くの不読とされたのは、次の三字である。最も多いのが「之」字のうち「活用語十之十体言」形式に用いられたもので、一八例中の一七例までが不読にされる。それ以外には「兮」字三例中の一例と「於」字八例中の一例が確認できるに過ぎない。以上のことから、日本語文に存しない用法でありながら漢文には極めて特徴的で基本的な構文・語法となる一部の例（例えば活用語の連体修飾機能を表す「之」）を除けば、日本語としての表現で不読とされる助字は原則として和化漢文にも使用しないものと見てよさそうである。

漢字仮名交り文(訓読文)に用いられた助詞は「が・の・に・を・と・より・まで・や・か・は・ば・とも・といふとも・といへども・て・して」の一六種類である。このような使用される助詞の種類とその限定的な使用情況は、一般の訓点資料や漢文訓読文(狭義の和漢混淆文を含む)でも和化漢文の訓読においても使用されるべき助字や読添の指標となるのと同じである。斯かる助詞を和化漢文との関係で見ると、和化漢文に直接訓読されるべき助字や読添の指標となる漢字がなく、漢字仮名交り文で純粹に補読された助詞の種類には特徴的な偏りの存することが解る。補読率が特に高いものを見ると、まず総て補読になるのが「して」であるが、これは使用総数が四例しかない。次に、使用総数が多いにも拘わらず補読率の極めて高いものが、総数七九例の「て」96%、総数一六九例の「を」94%、総数九八例の「に」84%であり、この三種類は他と比して際立っている。一方、和化漢文で漢字表記された助字に対応して用いられたものばかりで、補読例の全くないものが、格助詞「が」と接続助詞「ば」「といへども」「といふとも」の四種類である。このように、大勢としては、和化漢文の漢字表記に対応して訓読される(読添を含む)ものと、日本語文の表現としての語法・文脈上の整合性を持たせるために漢字仮名交り文で適宜補読されるものとに大別でき、その基本的性格の相違は明確である。

以上によって、漢文の助字と国語助詞との関係についてみた場合、日本語文として文脈上必要な助詞で漢字表記の助字に意味・用法上も対応可能なものは和化漢文でも文字化され、漢文特有の用字法・語法で訓読に際して不読とされる助字は和化漢文では用いられないことが、原則的な基準としてあり得たのではないかと想像するのである。従って、和化漢文に漢字表記されても訓読では常に不読とされる助字と、和化漢文に文字化された漢字がなくても訓読では常に補読される助詞とが、相互に関連するかたちで、和化漢文の表現行為と理解行為との間に前提として諒解されていたと考えられる。勿論、その原則に外れて、訓読に際して本来不読となる助字が和化漢文に表記されたり、日本語文に必要な助詞で漢字表記も可能でありながら和化漢文で文字化されなかつたり、或は訓読に際して本来補読されることの多い助



詞が助字として和化漢文に表記されたりすることもある。しかし、それらはいずれも和化漢文やその訓読において、それぞれ和風の類型であったり慣用的定型であったりするなどの理由を求めることができ、表現行為においても理解行為においても共通の前提としてそれが諒解されていたものにほぼ限定されるという特徴的な傾向が認められる。

本稿で論じたことは、既に諸先学によつて明らかにされてきた成果の範囲を出ないものであるように思う。<sup>(27)</sup> 本稿の多くは既に諸先学が論じられたことを再確認するかたちになつて、それ以上のことはできていない。しかし、はじめに述べたように、和化漢文の訓読という点では従来の資料とは質の異なる形態上は独立した漢字仮名交り文を対象にし、また、これまでとは幾分異なる観点からも考察してきた。ただ、資料の性格の特異性、作成者が異なり形態的には独立した文書を一对の資料としてみたこと、定家という個人の個性や願文という文体も影響するであろうことなど、一般的な和化漢文とその訓読との関係について、様々な問題を説明するには未だ充分な配慮と検討を要し、残した課題も多い。従つて、本稿で成し得たことは少ないが、従来明らかにされてきたことの証左となる新たな報告も幾分かは加え、今後考えられるべき新たな課題とそれに有効な一資料も提示し得たのではないかと思う。

## 注

(1) 『天理図書館善本叢書68 古文書集』八木書店

(2) 拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案―漢字仮名交り本文と和化漢文本文との対象考察―」『言語表現研究』15・平成十一年三月

(3) 峰岸明氏が『平安時代古記録の国語学的研究』（東京大学出版会）において次のような指摘をされた。本稿で扱う資料と視点、そのような問題点の解決に有効な役割を担い得ると考える所以である。一、漢語（字音語）と和語との識別が十分に行い得ないこと、二、和語について、その表記に供された漢字の和訓が確定し得ないために、その語形を決定できないこと、三、自立語は漢字表記され、文字面に表現されているとして、附属語などで漢字表記されていないものが存する場合、それを再現

し難いこと、などが挙げられよう。

(4) 小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう)

(5) 小林芳規「陳述の助字「之」の訓読——特に、博士家点と仏家点との訓分け——」(『文学論藻』23・昭和三七年)

(6) 同前注論考参照。

(7) これは一般的公家日記の文章とは幾分異なるように見える。院政期の公家日記の文章においては、「之」形式名詞」という表記の形式と共に、この形式が核になった「活用語の連体形＋十体言」という表記の形式もまた成立定着しようとしていることが指摘される。小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう) 四七九頁。

(8) 活用語の連体形に格助詞「の」が接続するようになるのは、「……如きの」という言い方を除いては室町中期以後、あるいは鎌倉時代とも言われる。また、室町時代も中期以後の訓点資料には、連体形に「ノ」をつけて読む例を見るが、それも必ずもとの漢文の字面「之」を読んだ結果によるもので、「之」字を離れて一般の連体形に「ノ」をつけるような例は見られないことが指摘される。小林芳規「花を見るの記」の言い方の成立追考」(『文学論藻』14・昭和三四年六月)。

(9) 「件」字の訓として、『色葉字類抄』にクタン、『類聚名義抄』にクナムノが掲載される。

(10) 名詞句の場合「く」については、動詞句の場合条件句を作る。名詞句の場合も「く」の場合には「の意で条件句を作る用法に準じるものと見ることができる」(小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』)。「体言について条件を表す用法」は平家物語にも見える(青木孝「吾妻鏡構文上の一特色——述語の上に、助字「於ラ」をつけて補足語を提示する型——」(『青山学院女子短期大学紀要』23号)。

(11) ロドリゲス『日本大文典』(土井忠生 訳註・p.438〜441)「この副詞Voite(於いて)は、助辞Zi(に)を伴ふ与格又は奪格を支配する。」「第四。文の言ひ方によつては、これに就いて、これこれの事に関しては等の意を示す。」「Totteua(取つて)は動詞Toru(取る)の分詞であつて、実名詞の後に置かれ、Voiteua(於いて)と同じ支配関係を持ち、その第四の意義と同じである。」「Iartteua(至つて)は動詞Iaru(至る)の分詞であつて、次の例でも見られるやうに、Voiteua(於いて)はTotteua(取つて)と同じ意義及び支配関係を有する。」

(12) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会) 七六四頁。

(13) 大坪併治『平安時代における訓点語の文法』(風間書房)。「一ズヨリハ」という特殊な用法は訓読文に多く見られ、翻訳臭の濃いものである。奈良時代にも平安時代の和文にも見られず、「一ズハ」よりも限定の意味が強く、「一しないかぎり決して」の意の仮定条件表現である。ヨリを仮定条件に用いることは国語としては破格の用法であるが、仮定の副詞として用いられモシと読んでよいところの「自」を直訳した結果の読みである。

(14) 「イタル」は、「至」「到」「迄」三字で表記されたと見られる。「至」字の用法は広く、『空間上の移動』と『時間の推移』もしくは『状態の移行』、特に『極度の状態』(極度の事例の提示)の意を表述する場合の用字として用いられる。…その「迄」字の用法は「至」字のそれに通うと見られる。峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会)。

(15) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会) 四一四頁に次の記述がある。  
通例、この語(イハムヤ)は「況」字で表記されるが、「況哉」の用字に従う場合がある。

○但遠路之間有水草、難ヲ自疲瘦シユイハムヤ、況キ哉シ恐々キ歎ヘリ言キ侍ヘリ。

この例、『廣雅』に「況、茲也」(第五、釋言)とある、そのような意の用字と思われる。『類聚名義抄』観智院本にも和訓「ココ」を収めている。尚、和化漢文に【哉】は二例「又不可哉」「至于寺務者非別運哉」があるが、漢字仮名交り文に対応箇所はない。

(16) 先学の指摘などによっても、「いはむや(況)」が、この期には何らかの呼応語を持つという特徴が指摘される。「況や」の結びが「おいてをや」と読まれるようになったのは何時か明らかにし難いが、鎌倉時代の資料には見られるようになる。「小林芳規」古点の況字統紹」(『東洋大学紀要』第12集・昭和三年二月)。すでに平安中期、道長全盛の時代のころ、「イハンヤ…ニオイテ…ヲヤ」はできていたと考えてよいのではあるまいか「青木孝」吾妻鏡構文上の一特色―述語の上に、助字「於(オ)」をつけて補足語を提示する型―」(『青山学院女子短期大学紀要』23号)。

(17) 古記録における疑問助字の用法について次のような指摘がある。○「歟」字は、専ら単独で用いられ、疑問詞に伴う用法は極めて稀である。疑問詞に伴う助字は「乎」「哉」などが使われる。○「乎」「哉」両字は、質問・疑惑・反語それぞれの表現を通じて広く使用される。但し、両字が単独で疑惑表現の用法を担当することは、比較的少ない。(峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』)

(18) 注(12) 文献、第三章第一節「平安時代の古記録における疑問助字の用法について」参照。

(19) 注(2) 拙稿において、この点についても少し触れた。

(20) 注(18) 文献と同じ。

(21) 和化漢文の「者」を名詞・係助詞・接続助詞に截然と分類するのは困難な場合が多い。和化漢文においては三者間の意味・用法の差異が明確でなく、いずれにも解釈し得る場合があるように思われる。仮名交り文の意味・用法に従って一応の分類を行った。

(22) 拙稿「条件句構成の「雖」「トイヘドモ」「トイフトモ」について」(『鎌倉時代語研究』第十五輯)において触れたことがある。名詞承接の例は、和化漢文においても和漢混淆文においても、類推・強意・例示の意味機能を有し、国語助詞の所謂副助詞や係助詞に相当するものとして訓読文の中に位置付けられた語・語法と考えられる。但し、旧稿では「といふとも」が直接名詞に接続する用例は見出せていなかった。改めて調査・検討の必要を感じる。

(23) 和化漢文の「縦」に呼応する「雖」が、「イフトモ」「イヘドモ」のいずれが意識された表記か、或はいずれで訓ぜられたかについては両様の可能性がある。和化漢文の訓読としては『高山寺本古往来』に次のような例がある。「56至于一兩之弊從者縦云不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>其願<sub>一</sub>奉仕之志已<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>數年<sub>一</sub>」また、「縦」と呼応して「云」の用いられる例が二例ある。斯かる「云」字は、「高山寺本古往来」では「イフトモ」を表記し、「雖」の「イヘドモ」と区別するために用いられていると見ることができ、かつ「縦」字との呼応においてのみ用いられている。この他に傍訓に「トモ」を持つ「雖」もあるが、これも「イフトモ」であつたと見得る。

(24) 鈴木恵「真福寺本将門記に於ける助字の訓法と読添の方法」(『鎌倉時代語研究』第十二輯)。因みに論者の調査では、将門記において仮定表現に用いられた「雖」字は六例存するが、その内の一例が「縦」字に呼応して用いられる。その部分の附随状況を『真福寺本将門記』で確認すると、「縦此度雖勝<sub>ト</sub>何後戰可<sub>レ</sub>忘<sub>ル</sub>」の如くである。ここでの「雖」字には傍訓が施されていないのでどのように訓ずるべきか明らかでないが、もう一方の「縦」字に呼応語として「トモ」が補読されている事実と合わせて、本稿で指摘した問題との関係で興味深いところである。

(25) 山口堯二氏の『古代接続法の研究』(明治書院)「第十三章」で「つつ」の表現性にある見解と用語を参考にさせて頂い

た。以下、「て」の項も含めて、句の連接などに関する考察は、同書の見解と用語に依るところが大きい。

(26) ここまでの内容は前注(25)文献を参照した上で論じた部分が多い。

(27) ここまでに参考・引用した諸論考がこれに当たる。特に鈴木恵氏の「真福寺本将門記に於ける助字の訓法と読添の方法」(『鎌倉時代語研究』第十二輯)は、題目やその内容から見ても本稿の意図した内容と重なる。多くを参考にさせて頂き、学恩に深謝する次第である。本稿はそこで論じられたことや諸先学の成果を再確認するかたちになって、それ以上のことはできていないが、訓読という点では質の違う資料を対象にし、これまでとは幾分異なる観点からも考察することができたので、従来の成果に幾らかの新たな報告も加えられたのではないかと思う。